

# 介護予防・生活支援サービス費用のめやす（総合事業）

令和6年4月利用分から

## ●訪問型サービス●

- ・ホームヘルパー等が居宅を訪問し、利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支え合い、支援サービスが受けられない場合にサービスを提供します。

サービス種別	訪問型サービス	緩和した基準によるサービス	
		訪問型サービスA-1	訪問型サービスA-2
サービス提供事業者	介護保険サービス事業所	介護保険サービス事業所で訪問型サービスA-1の指定を受けている事業所	介護保険サービス事業所以外で訪問型サービスA-2の指定を受けている事業所
従業者	指定事業所の従事者： ホームヘルパー（専門職）	指定事業所の従事者： ホームヘルパー（専門職） 又は、市主催の研修修了者	市主催の研修修了者
サービス内容	○身体介護：食事・排泄・入浴介助等 ○生活援助：掃除・洗濯・調理等	○生活援助：掃除・洗濯・調理等	○生活援助：掃除・洗濯・調理等
サービス費用のめやす（R6.4.1～）	週1回程度：11,760円 週2回程度：23,490円 週2回以上：37,270円	<b>2,200円</b> /1回 (2,400円/1回) 週1回程度：上限4回/月 週2回程度：上限8回/月	1,500円/回 (利用者負担 200円/1回) ※1割負担の利用者の場合 週1回程度：上限4回/月 週2回程度：上限8回/月

※金額上段（赤い字）が、6年度の基準額相当 下段は現在の金額

## ●通所型サービス●

### ①通所介護事業所

- ・食事や入浴、排泄の介助、健康管理、機能訓練やレクリエーションなど。

	要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき	要支援1・事業対象者	<b>17,980円</b> (16,720円)
	要支援2	<b>36,210円</b> (34,280円)

### ②スマイルサポート教室

- ・短期集中的に専門職が運動、栄養、口腔面のケアをすることで、効果的・効率的に生活機能及び身体機能の向上を図ります。
- ・教室終了後も地域活動に参加し、自立して健康的に生活できる期間を延ばします。

	要支援・要介護度	サービス費用のめやす
1か月につき	要支援1・事業対象者	本人負担なし
	要支援2	本人負担なし